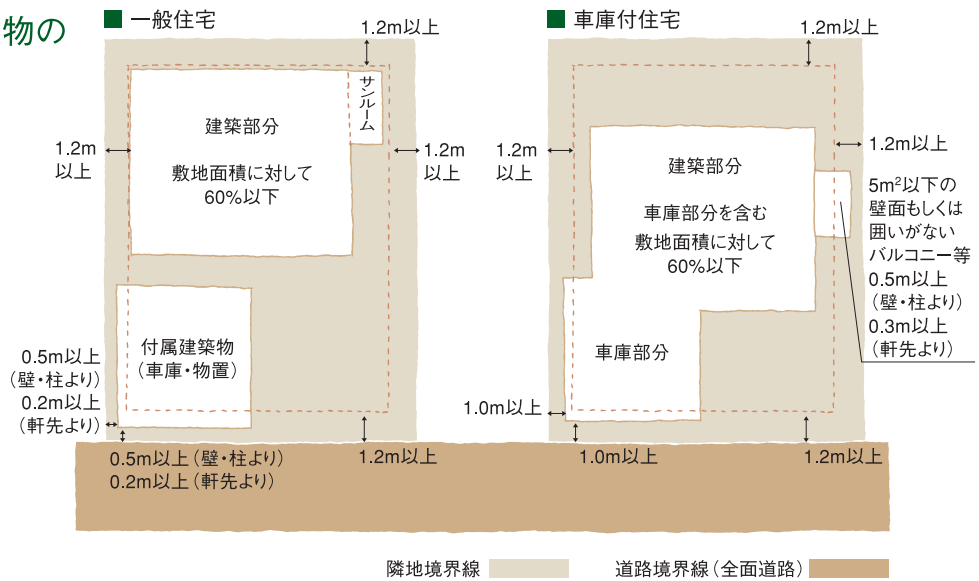


建築物、付属建築物の配置例

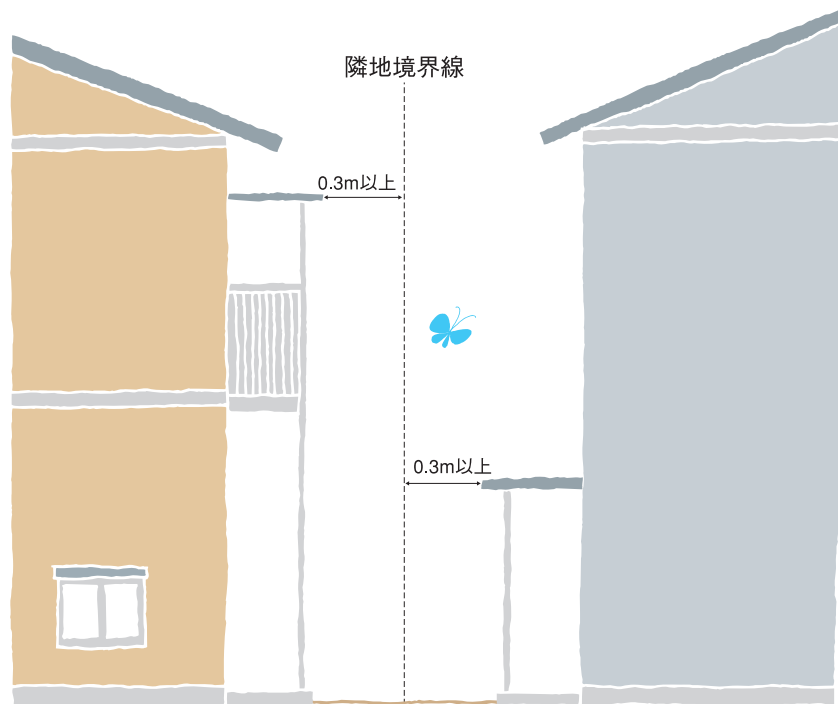


※カーポートやバルコニーの側面に風除けを設置する場合、波板等は使用できません。

※スチール物置を設置する際は、前面道路から目に触れないよう植栽等の措置をしなければなりません。

※地区整備計画では、住宅付属建築物の壁面は、道路境界線及び隣地境界線より0.5m以上後退の制限があります。

(サンルーム・バルコニー・物干し・テラス・ベランダ等)



※壁面もしくは囲いが無いものでかつ5m²以下の付属建築物の場合

※雪が落ちない構造とすること